

ユニバーサルサービスワーキンググループ（第4回）

議事録

1. 日時

令和6年3月14日（木）10:30～12:30

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

三友仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大橋弘（東京大学 副学長／公共政策大学院 教授／大学院 経済学研究科 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、若林 亜理砂（駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授）

オブザーバ：

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社オプテージ、株式会社STNet

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、五十嵐電気通信技術システム課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官、大堀基盤整備促進課企画官

【三友主査】 時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

皆様、おはようございます。本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、ユニバーサルサービスワーキンググループ第4回の会合を開催いたします。本日の会議につきましても、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただいております。

それでは、まず、事務局より、ウェブ会議システムの関係の留意事項をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 事務局の渡辺でございます。いつもながらですが、本日は御発言に当たって、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。なお、音声聞き取りにくい場合は、事務局の方からお声かけさせていただきますので、御了承ください。

本日の資料ですけれども、資料4-1から4-4及び参考資料の4-1でございます。

以上です。

【三友主査】 どうもありがとうございました。それでは、本日の議事に入ります。

本日は、まず、ユニバーサルサービスの在り方について、今後の検討に当たりまして、事務局からユニバーサルサービスの在り方に関する検討課題の資料につきまして御説明をいただきまして、その後、質疑、意見交換の時間を取らせていただきたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 事業政策課の柳迫です。

それでは、資料4-1について御説明したいと思います。

こちらの資料の位置付けとしましては、今後の本ワーキンググループの議論を深めていくため、事務局の方でユニバーサルサービスとして保障すべき利用形態の検討の枠組を示すものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

ユニバーサルサービスとして保障すべき利用形態を今後検討するに当たりまして、検討課題1と検討課題2という形で整理してございます。1ページでは、検討課題1ということで、ユニバーサルサービスは、①にございますとおり、これまで固定地点での世帯利用を保障するものでございまして、この考え方につきましては、諸外国でも主流となつてご

ざいます。今回、ワーキンググループの議論で、モバイルサービスの位置付けについて議論が行われており、モバイルサービスが、②にございますとおり、移動範囲での個人利用を保障するものでございますので、①の固定地点での世帯利用に加えて、②の移動範囲での個人利用についてもユニバーサルサービスとして保障すべきかということについて御議論いただければと思います。検討の視点ということで、政策目的、コストミニマム、利用実態、諸外国の動向等を挙げてございます。

2 ページを御覧ください。

検討課題2でございます。こちらにつきましては、モバイルサービスは、移動範囲での個人利用だけでなく、固定地点での世帯利用も提供可能かとしてございます。提供可能な固定地点での世帯利用を保障するユニバーサルサービスとしてモバイルサービスを位置付けることをどう考えるか、また、モバイルサービスとワイヤレス固定サービスの違いについてどう考えるかについて検討課題を示してございます。検討の視点につきましては、電話とブロードバンドそれぞれで整理してございまして、電話につきましては、O A B J 番号の必要性、役務の代替性、コストミニマム、料金の低廉性、利用実態、諸外国の動向等を示し、ブロードバンドにつきましては、役務の代替性、品質担保、コストミニマム、料金の低廉性、利用実態、諸外国の動向等を示してございます。

3 ページからが、検討課題ごとに、これまでのワーキンググループにおける主な意見を整理したものでございます。

まず、3 ページが検討課題1についてでございます。

モバイルをユニバーサルサービスの対象とすることの政策目的につきましては、林構成員から、どのように国民の利便性向上や我が国の社会課題解決に寄与するのかという理念部分が議論に当たって重要であるという趣旨の御意見をいただいたところでございます。

コストミニマムな提供手段につきましては、ソフトバンク、楽天モバイルや、4 ページ御覧いただきまして、長田構成員から、国民の負担が大きくなることを懸念する御意見がございました。また、相田主査代理からは、モバイルが現時点では各社の競争を通じてエリアが拡大しているので、基金による補填は不要という御意見がございました。

モバイルの利用実態につきましては、N T T から、利用者目線で考えればモバイルを軸とした体系に見直すべきという御意見、また、砂田構成員からは、携帯が一番身近な通信手段になった利用実態を重視すべきという御意見、大橋構成員からは、今はメタル固定電話より携帯電話が重要であり、国民に重層的なサービス提供をできるようにすることが重

要といった御意見がございました。これに対しまして、林構成員からは、モバイルが生活必需品になっていることとユニバーサルサービスとして規定されることが完全にイコールかは議論が必要であるという御意見、また、大橋構成員からは、非常時にモバイルの活用が多いことをもってユニバーサルサービスになるとは必ずしも言えないといった趣旨の御意見がございました。

諸外国の動向につきましては、ＫＤＤＩ、楽天モバイルから、海外においてモバイル自体をユニバーサルサービスに位置付けている例はほとんどないという御意見、ＫＤＤＩからは、特殊な事情のあるフィンランドを除き各国の主要技術が固定ブロードバンドになっているという御意見、また、三友主査からは、フィンランドは人口密度が低く国土が平らで、高いビルや山が少ないため、モバイルの電波が届きやすく輻輳が起こらないという特殊な事情があったといった御意見がございました。ＮＴＴからは、諸外国に例がなくとも、日本が先駆けとなり、モバイルを軸としたユニバーサルサービスをつくっていくことが重要であるという御意見があったところでございます。

海外の動向につきましては、前回のワーキンググループでも若林構成員から海外のモバイルのユニバーサルサービスの状況について質問がございましたので、分かった範囲で事務局から回答しますと、主要国でユニバーサルサービス提供事業者がモバイルのみというのは、現時点ではフィンランドぐらいしか把握できていないところでございます。フィンランドでは、ルーラル地域で早くから電柱・固定回線の撤去が進みまして、ブロードバンドのユニバーサルサービスの導入時点で既に固定回線への依存度が低くなっていたということが背景としてございます。しかしながら、フィンランドのモバイルで保障されるユニバーサルサービスの料金というのは都市部より高いということがございまして、ユニバーサルサービスの申込み自体が低調で、その結果、事業者の負担も小さく基金が発動されていないという状況でございましたので、この点、補足させていただければと思います。

次に、５ページを御覧ください。

検討課題の２についての御意見でございまして、まず、固定電話についてでございます。

０ＡＢＪ番号の必要性につきましては、前回のワーキンググループでソフトバンク、藤井構成員、長田構成員から御意見があったところでございます。

役務の代替性につきましては、藤井構成員から、携帯電話は屋内やビル影などで通話ができないエリアができてしまうのは必然であり、そのエリアをなくすのは技術的にもコスト的にも厳しいので、そのような場合にＮＴＴが責任を持ってサービスを提供することが

最終的には必要となるという御意見がございました。

コストミニマムな提供手段につきましては、ＮＴＴから、最終的にはメタルの撤去が必要であり、ワイヤレス固定電話等により従来の電話機につないで利用してもらうことで理解していただきたいという御意見がございました。

６ページを御覧ください。

検討課題２のブロードバンドについてでございます。

役務の代替性につきましては、大橋構成員から、従前の議論では、世帯におけるアクセスの保障を前提に、ブロードバンドをユニバーサルサービスに指定したところだが、個人利用を前提としているモバイルを指定するのは、まだ制度として議論するのは時期尚早ではないかといった御意見がございました。

品質の担保につきましては、ＮＴＴから、ＭＮＯに対して品質保証義務を課すべきとの御意見、ソフトバンクからは、無線を固定ブロードバンドとして活用することについては、不特定多数の接続による品質低下や、モバイルが面的カバーを目的としているため、固定地点での利用が保障されないことなどを考慮した制度設計の検討が必要との御意見がございました。また、藤井構成員からは、技術的課題を整理して議論することが必要であるという御意見があったところでございます。

コストミニマムな提供手段につきましては、ＮＴＴから、モバイルを軸とした体系に見直すことで、ラストリゾート設備に係る国民負担をＦＴＴＨ全てでカバーするよりもコストが低減できると想定しているという御意見がございました。ソフトバンクからは、ラストワンマイルにおけるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を含む無線技術の活用は有効であるという御意見がございました。

料金の低廉性につきましては、長田構成員から、ＦＴＴＨは世帯単位の契約で家族全員が利用できるが、モバイルは家族の人数分で契約する必要があるため、家庭の負担が増大するおそれがあるという御意見があったところでございます。

以上が主な御意見でございまして、７ページを御覧ください。

こちらは、前回のワーキンググループで、相田主査代理から、基地局の整備の方策について整理してほしいとのコメントがございましたので、この点について回答をさせていただきます。

これまで携帯事業者は、競争を通じたエリア拡大の他、電波法による周波数の割当てを受ける際に、総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画に基づきましてエリア外人口

の解消を進めているところでございます。また、令和4年の電波法改正で認定を受けた開設計画に記載した設置場所以外での特定基地局の開設に係る責務規定が創設されてございます。そして、昨年4月に改定したデジタル田園都市国家インフラ整備計画でも、4Gのエリア外人口が2021年度末で0.6万人だったものを2023年度末までにエリアカバーすることを目指してございまして、その取組が進められているところでございます。

7ページの（参考1）は、携帯電話等エリア整備事業の概要でございまして、この事業は、以前はエリア外人口の解消のために補助事業を行っていましたが、開設計画において、エリア外人口の解消が今まさに進められているところでございますので、現在この事業は、補助対象が非居住エリアのみが対象となっているということを補足させていただきます。

8ページを御覧ください。（参考2）にございますOABJ番号のニーズにつきましてアンケート結果がございまして、これを紹介させていただきます。アンケートの質問は、市外局番を見て、相手先の地域の見当がつくことは重要だと思いますかというものでございまして、こちらは「重要である」と「どちらかといえば重要である」が大体6割程度の回答になってございますので、御参考として添付させていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【三友主査】 これまでの議論をよくまとめていただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容につきまして、意見交換に移りたいと思います。本日御出席の構成員の皆様の中で、御意見あるいは御質問がある方は、右下のチャット欄から全員を選択の上、発言ありとメッセージをお送りください。

なお、本日はオブザーバであるNTT持株会社様に加えて、NTT東日本様からも会合に御参加をいただいております。時間は約20分を予定しておりますので、御意見、あるいは御発言のある方は、あるいは御質問のある方はぜひチャット欄から、その旨お申出ください。それでは、相田構成員、お願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。整理いただきまして、ありがとうございました。ポイントがクリアになったと思います。

ちょっとターミノロジーの点で気になったんですけれども、個人利用の方はいいとして、世帯利用というと、後ろの方でもOABJなんかについては、法人用途というので重要だというようなことがありましたので、法人のときに世帯という言葉が適切なのかというようなことがちょっと気になりましたので、今後また、そこら辺をクリアにしていく意味で、

複数人共同利用とか、この世帯利用とはちょっと違う言葉をお考えいただいたほうが、論点がより明確になるんじゃないかなと思いましたので、コメントさせていただきます。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。御指摘はごもっともだと思いますので、今後、この点については表現を工夫していただければというふうに思います。

その他にいかがでしょうか。それでは、長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 おはようございます、長田でございます。先ほどの事務局の説明、ありがとうございます。

検討課題のところ、今、相田先生からも御指摘がありましたけれども、モバイルにして移動範囲や個人利用というところまでを拡大すると、本当に国民負担の増加につながるの、そこはきちんと議論を進めて避けていくべきだというふうに思っていますと、私の考えを申し上げるようなことになりましたけれども、そう思います。なので、世帯利用という表現は変えていただいて、もう少し幅広にそこを説明していただく相田先生の御指摘には賛成いたします。

そして、その中で、今日の資料の最後のところでO A B Jの必要性については、世代あまり関係なく、皆さんが必要だと思っているということ、パーセンテージも多いということもまだまだあるということも認識をしていただいて、やはりユニバーサルサービスでO A B Jの番号の通信もきちんと提供されるということを確認していくことが必要だというふうに思っています。

固定ブロードバンドをモバイルで代替というのは、やはり非常にコストがかかると思いますので、いずれコストはN T T持株さんの方から試算は示していただけるということだったと思いますけれども、そういうものもきちんと確認をして議論していきたいなというふうに思っています。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。御意見として承りたいと思います。

続きまして、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 おはようございます。事務局におかれましては、御説明ありがとうございました。

私も前回発言の繰り返しみたいなことなんですけれども、検討課題1の部分ですけれども、先ほど長田構成員からお話ありましたけども、モバイルをユニバーサルサービスに

位置付けるということについては、その是非はともかくとして、まず一丁目一番地として、政策目的であるとか理念といったものがやはり大事なんじゃないかなというふうに思います。そこがストンと落ちないと、なかなかこの議論に乗っかれないという部分が、私自身は正直ございます。

特にブロードバンドのユニバーサルサービス制度というのが今後動き出すわけですけども、その前に、移動範囲での個人利用といったところまで、そのユニバーサルサービスとして保障するということになると、先ほど長田先生のお話にもありました、国民負担が増えるのではないかと懸念もありますし、それから、今後交付金制度が本格的に運用されるわけですけども、その肥大化のような話につながりかねないのではないかと懸念していますので、その試算も含めて、シミュレーションとして、モバイルをユニバーサルサービスの対象にしたときに、どれくらい交付金制度に負荷がかかるのかといったところも、事務局にはシミュレーションしていただきたいなというふうに思います。その上で検討すべき話かなというふうに思いました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。重要な御意見として承りたいと思います。

続きまして、大橋構成員、お願いいたします。

【大橋構成員】 おはようございます。

まず、ユニバーサルサービスのカバーされるサービスの範囲を考える上で、事務局が示していただいた検討の視点の4つを考えるのが適当だなというふうに思います。

いずれは、社会なり技術がだんだん発展していけば、当然ユニバーサルサービスの中身も変わってくるということですので、いずれの日かモバイルがユニバーサルサービスになる日というのが来るんだと思いますが、そのタイミングを、どういうタイミングとして考えるのかということが論点なのかなというふうには思っています。コストについては、恐らくどの程度のモバイルのサービスをユニバーサルサービスとするのかということも議論しないと、なかなかこのコストがどれだけかというのは、高いのか低いのかというのは分かりづらいかなというふうに思いますので、その辺りも議論は重要だと思いますし、また、制度としては、第二号基礎的電気通信役務ということが、これから議論を詳細詰めていくという段階の中で、モバイルを上乗せして議論することという、これはタイミングの話ですが、その辺りもしっかり考えていく必要があるのかなと思います。

ちなみに、海外の動向で、モバイルが海外でやっていないから、だからやる必要がない

のだという議論には必ずしもならないと思ってまして、ある意味、我が国として適当だと考えるのであれば、当然モバイルをユニバーサルサービスとして考えるべきだと思いますし、それにいずれはなっていくはずなので、そういう意味で言うと、海外に先駆けて、そういうことをやっているというふうな評価にも移り得るのかなというふうには思います。

以上です。ありがとうございます。

【三友主査】 御意見ありがとうございました。

続きまして、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。

モバイルに関しては、MNO 4 社が寡占状態とはいえ、それなりに 4 社の中での競争を繰り広げているということ、つまり、競争によって自主的に面的カバーを実現してきたという側面があると思いますし、最近では、インフラシェアリングについても積極的に協調性を伴うような形で面的カバーを実現してきたということを考えると、ユニバーサルサービス制度にモバイルを取り込んだとしても、補填の対象がゼロになるということの可能性の方が高いように思われるというふうに思います。したがって、移動範囲としての個人利用をユニバーサルサービスとして保障するということの必要性が、そもそも現時点では見出せないのではないかというふうに私は考えております。

それから、2 番目のこのモバイルサービスを固定的に使うかどうかということについては、ここは世帯が全員そのモバイルを持たないといけなくなるという意味で言うと、事実上それに近い状態が実現しているとはいっても、固定電話あるいはワイヤレス固定電話を使うという場合には、それを 1 台で家族全員が共有できるという環境に対して、モバイルサービスの場合には、個人個人が端末を持つということを前提とするでしょうから、家族全体としての負担増ということは免れないのではないかという気がするのと、それからもう一つ、6 ページ目に御意見がまとめられていますけれども、その中でソフトバンクさんからも、品質低下の問題が 1 つ、不特定多数の接続によって起きる可能性があるという御指摘、ただ、これはブロードバンドのユニバーサルサービスの交付金対象エリアにおいて、それほど不特定多数の方が接続するかどうかということもあるかもしれないと思いますが、モバイルが面的カバーを目的としているため固定地点での利用が保障されないという点は、少し検討する必要があるというふうに思いますので、制度設計上、ここでも詳細な検討が必要であるというまとめ方になっていますけれども、この点も考慮に入れるべき事柄というふうに思います。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。まだ少し時間がございますけれども、今後議論を進めていく上において前提を明確にしないと、なかなかその議論がまとまっていかないというふうに危惧いたします。モバイルをどうするかという視点も大事なんですけれども、今日の資料の１ページ目に示していただいた①固定地点での世帯利用を対象とするのか、あるいは移動範囲での個人を含めた利用を対象とするのか。どちらを前提とするかによって今後の議論というのは大きく変わってってしまうというふうに思います。これまでの構成員の皆様の御意見を伺う限りにおいては、現時点では、今後に向けた現時点での検討としては、①の固定地点での世帯利用、あるいは世帯を含めた、法人も含めた利用というところに皆さんの御意見が集まっているのではないかとこのように思います。もちろん、将来的には②のような形になるということもあり得るというのが大橋構成員の御意見でございました。

ここで今後議論する上で、このところを明確にしておいたほうがいいかなというふうに思うのですけれども、この点につきまして、もし御意見がございましたらばいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 三友主査、非常に丁寧な論点整理ありがとうございます。今主査から提示があった論点についてなんですけれども、ちょっと私の理解では、そもそもモバイルというのは、まさにモバイルですから、移動する個人向けに面的なカバーを優先して、サービスを設計して、そういう形で現事業者も事業展開、制度設計していますので、そういう特定の固定地点のスペックを保証するというようなサービスとは基本的には違うというふうに思っています。

ですので、そういう意味では、この①②ということを考えますと、②の移動範囲での個人利用ということが、もしモバイルユニバーサルサービスにするのであれば考えられるわけなんですけれども、そうするとまた、この移動範囲での個人利用までユニバーサルサービスを拡大して保障しようとする、それはそれでいろんな課題、交付金制度の問題も含めて課題が出てくるのじゃないかという気がしております。

すみません、以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。その他の皆様、いかがでしょうか。

先ほど来の御意見を伺う限りにおいては、①を現時点での検討の中心に置くという御意見が過半だったというふうに思いますが、もし追加の御意見ございましたらお願いできれば

ばというふうに思います。

長田構成員からは、私の整理に賛成いたしますという御意見をチャットでいただきました。モバイルにするかどうか、モバイルを含めるかどうかというのは、これは技術中立性の観点からすれば、まさに技術中立であるべきであるので、モバイルを排除するという必要はないと思うんですけれども、ユニバーサルサービスの理念として、現時点のユニバーサルサービスの政策目的として移動範囲を含めるということに関しては、かなり慎重な意見が多かったというふうに思います。先ほどの御意見、皆様の御意見を伺う限りにおいては、①を前提にして議論を進めるべきではないかなというふうにも思うわけですが、そのような形でよろしいかどうかということも含めて、皆様からご意見を伺えればと思います。関口構成員からの発言の御意見ございますので、よろしくお願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。今、三友主査が整理されたような考え方は私も賛同できる考え方だと思っております。

基本的に固定地点におけるサービスを提供するというのがユニバーサルサービスの基本的な考え方の大前提としてありましたので、①を前提として考えていったわけです。②の方は、面的なカバーということですから、つながりやすさということを優先して、品質を保証するというものでもないから、一定の品質を担保するということも考えてこなかったし、先ほど申しましたように、この移動範囲での個人利用という点では競争が機能していて、ここは補填の必要もないだろうというふうに思われることから、基本的な考え方は①を堅持するということによろしいと思います。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。大橋構成員、お願いいたします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。将来的なことを考えると、だんだん個人と近づいてくるところがあると思いますし、また、テクノロジーは基本的にアンバンドルさせてきた、アンバンドルという意味は、例えば地点に紐づかない形でサービス提供できるとか、あるいは時間に縛られない形でサービスを提供するとか、そういった形で、ある意味空間、時間からアンバンドルする形でサービスは高度化してきたことを思うと、そうしたサービスの水準、最低限提供されるべきサービスの水準というのは変わっていくんだろうというのが、私がさっき申し上げた点ではあります。

そういう意味で、だんだん②に近づいていくんだろうなという感じがするんですけれど、ただ、それがいつの時点が適当なのかというのが多分論点なのかなと思っていまして、現

状、ずっと議論してきたのは①のことなのかなと。今、関口構成員からもあったんですけど、モバイルについては、まだ競争領域の話であって、様々な形でサービス提供が事業者の競争の中でなされているという中において、それを最低限の全てにあまねく人たちに提供されるべきサービスとして捉えるには、まだいろいろ動きがある世界なのかなという感じがしています。

そういう意味で、まだ第二号の話もしているものですから、そういう意味で言うと①にちょっとまだ力点が置かれているのかなというのが私の感想です。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございました。これまでのユニバーサルサービス関連の委員会等の議論におきましても、ユニバーサルサービス制度そのものをこれから先定期的に見直していくということを前提とした議論が行われております。今、大橋構成員がおっしゃったような形で、不断の見直しをしていくなれば、その過程の中で、だんだんこの②の方に力点が置かれていくようなこともあるかもしれません。ですが、現時点では①に軸足を置いてという御意見と理解いたしました。ありがとうございます。

林構成員、もう一度お願いいたします。

【林構成員】 すみません、申し訳ございません、何度も。

私も①で、現時点では①の方向でということで賛成です。そもそも、先ほどの話の続きですけれども、スポットでの品質保証義務みたいなものをモバイルに求めるということは、モバイル事業者の負担にもなりかねませんし、モバイルの特徴というのは面的カバーですので、こういったスポットでの品質保証義務を課してしまうと、かえってモバイル事業のエリア整備を拡大しないという問題にも、そのインセンティブを損なうという可能性もありますので、そこはちょっと懸念する必要があるのかなと思います。ただ、モバイルも活用するということは今後も進められるべきで、ワイヤレス固定ブロードバンドというのは、その1つ、スポットでのサービス保障ということで有力ですし、それ以外の移動範囲での個人利用というのは引き続きモバイルという形で、一種の役割分担をしていくということは大事なのかなというふうに思います。

すみません。補足でございます。

【三友主査】 ありがとうございました。

それでは、若林構成員から御意見がありまして、ちょっと今ネット環境が不安定ということでチャットの方で御意見をいただいております。代読させていただきます。

将来的にはモバイルに移行するという見通しに異論はありませんが、少なくとも現時点におきましては、主査の整理に賛成です。先ほどの林先生の御懸念と同様の懸念で、前回モバイルも含めた場合のコストなどのシミュレーションがあればお願いしたいと発言したのですが、もし、NTTさんの方でそのような試算をされているようであれば教えていただきたいというふうに思いますという御質問と御意見でございました。

ちょうどNTTの城所さんでしょうか。お手を挙げていらっしゃいますので、オブザーバであるNTTさんに御発言をいただければというふうに思います。

【日本電信電話株式会社（城所統括部長）】 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。構成員の皆様から御議論いただいているところについて、コメントを申し上げさせていただくとともに、御質問いただいた点について御回答させていただければと思います。

モバイル、いわゆる移動範囲での個人利用について、弊社からプレゼンテーションをさせていただいた際には、利用者利便に着目をし、何が国民にとって一番使い勝手がよくて便利で最低限保障すべきサービスかという点で、音声もさることながら、メッセージ等でほとんどのコミュニケーションがされている実態を踏まえて、モバイル、いわゆるスマートフォン等も含めて制度を利用実態に合わせていくべきと考え申し上げてきたところでございます。

その意味で、家の外に対してどこまで保障すべきかは議論があるところだと我々としても考えており、非居住エリアまで広げるのは現実的でないと考えているところでございます。

一方で、例えば外のエリアについては、先ほど関口先生からも御意見がありましたが、追加コストがどの程度かかるのか次第であり、追加コストがかからずにできる場合は、利便性を広げるために制度の枠組みに入れていくべきなのではないかと考えているところでございます。先ほど若林先生からの御質問にもありましたが、そういった点も含めて、弊社でコストシミュレーションを進めていますので、算定が終わり次第、別途お示しをさせていただきたいと考えてございます。それによって交付金がどの程度変わるのか、増減も含めてお示しできればと考えているところでございます。

もう一点、②を担保するときのもう一つの観点として、緊急通報もあろうかと思ってございます。これは一つ重要な要素であると思っており、今の実態として、例えば110番は76%、8割近くがモバイルから発信されている統計データがあったかと思えます。そうい

った点も含めて、24%は固定から発信ということになりますが、そこだけを担保することが本当にいいのかどうかという点も含めて議論をしていくことも重要ではないかと思っていますので、付言をさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

【三友主査】 御意見として承りたいと思います。どうもありがとうございました。

ただいまN T Tさんから御意見もいただいたところでございますけれども、このワーキンググループの構成員の皆様の御意見としては、1ページの①の方向でいくべきであると、少なくとも現状では①でいくべきであるという御意見が中心でございました。ここを固定して議論を進めないと、議論が発散してしまってなかなかまとまらないところがございますので、N T Tさんの試算については今後示していただくとして、当座はこの①の方向でこれまでのユニバーサルサービス、そして第二号のユニバーサルサービスを含めた検討を進めていければと思います。そういった形でよろしいでしょうか。

特に御意見がなければ、皆様の御意向でそのような形で進めていきたいと思います。もし御異論があればまた仰っていただければと思います。関口構成員、御意見があればお願いいたします。

【関口構成員】 先ほどN T T城所様からの御発言の中で、緊急通報の件があって、モバイルで8割近くが緊急通報の利用者、モバイルによって緊急通報が行われているという実態の御紹介があって、それをモバイル利用の②に移る1つの根拠にされているんですけれども、私はちょっと違う観点を持っていて、現状では、MVNOに対しても、MNO各社は緊急通報が使えるようなシステムを切り売りしてしまして、2つの方式があって、MVNO側に設備を一部持つか持たないかの違いがあるという認識はしているんですけれども、MVNOを含めて、モバイルの方は競争環境の中で緊急通報制度は実態として実現しているということも考慮に入れるべきだというふうに思います。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございました。大変貴重な御意見もいただきました。何度も申し上げるように、モバイルを否定しているわけではございません。技術中立的であるべきだというふうに私も以前から主張しておりましたし、皆様の御意見もそうであったと思います。ただし、前提条件として重要なのは、この①か②かというところでございまして、これは必ずしも①だからモバイルを否定するということにはなってはおりません。今後の議論の中で、政策目的等々を踏まえた上で、やはり現時点の議論としては①を中心とすべ

きであろうということであり、また皆様からも異存ありませんという御回答をいただいておりますので、特段の変化がない限りは、この点につきましては、①を前提としてこの議論を進めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

またもし何か御意見がございましたら、最後に時間が取れれば、その中で御意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、2つ目の議題に移りたいというふうに思います。

本日は、ユニバーサルサービスの在り方について株式会社オプテージ、株式会社STNet、さらに一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟にヒアリングを実施したいと思っております。各社15分程度で御説明をいただきまして、その後質疑、意見交換の時間を取らせていただきたいと思えます。本日は時間が限られておりますので、進行管理の観点から残り5分、3分、0分で事務局より合図があるということでございますので、大変申し訳ございませんけれども、時間につきましては、よろしく管理のほどお願いいたします。

それでは、株式会社オプテージ様より御説明お願いいたします。準備ができましたらお願いいたします。

【株式会社オプテージ（篠原取締役執行役員）】 オプテージの篠原と申します。本日はこのようなプレゼンの機会を賜りまして、感謝申し上げます。

早速ではございますが、資料に基づいて御説明させていただきます。

次のページお願いいたします。

現在、全国に地域系の通信事業者が存在しておりまして、光ファイバ網の整備の一翼を担い、高品質かつ低廉な情報通信サービスを提供してございます。その中で弊社関西地域における電力系の通信事業者として事業を行ってございます。

次のページお願いいたします。

具体的には、弊社関西地域でF T T H事業、また、全国でMVNO、法人向けの事業を展開してございます。本日は、地域における設備事業者の立場から、ユニバーサルサービスに関する弊社の考えを述べさせていただきます。

次のページお願いいたします。

まず、ブロードバンドのユニバーサルサービスに関する弊社の基本的な考え方を御説明いたします。

ブロードバンドサービスは現在の国民生活に不可欠であることから、あまねく日本全国における提供が確保維持されるよう、国民負担と事業者負担のバランスを鑑み、持続可能

な制度とすることが重要であると考えております。ユニバーサルサービスにつきましては、国民生活において必要とされるサービスの要件・品質を満たし、かつ国民全体に負担をすることからコストが最小となるサービスであるべきと考えております。この点、ユニバーサルサービスに位置付ける役務につきましては、現時点では、品質や料金水準等の面から、光ファイバ等を基本としつつ、技術中立性の観点から、将来的には不採算地域における無線の活用も検討することが望ましいのではないかと考えております。また、ユニバーサルサービスの議論につきましては、公正競争の議論と密に関係し、いずれも公益性を有していることから、特に責務につきましては、公正な競争環境に影響を与えないよう、十分に留意して検討することが重要であると考えてございます。

次のページお願いいたします。

固定通信市場における競争状況についてでございます。固定通信市場におきましては、全国で7割を超える光ファイバ回線シェアを持つNTT東西さんに対して、非対称規制が課されることによって、複数の事業者による公正な競争環境が確保されている状況と認識しております。

一方で、NTT東西さんはシェアが比較的低い地域でも5割を超えるシェアを占めておりまして、例えば市場関係が活発な近畿エリアで比較しましても、NTT西日本さんは弊社の約2倍のシェアを有するなど、大きな競争力を保っておられる状況でございます。

次のページお願いいたします。

NTT東西さんとの差異についてでございますが、これまで弊社も料金の低廉化や高速化等によりまして、近畿エリアにおきまして、NTT西日本さんとの競争をしまいがちでしたが、事業規模や、特に線路敷設基盤の保有状況につきましては、大きな差異が存在する状況でございます。NTT西日本さんは、電柱・管路・とう道を自社で保有し、局舎につきましてもFTHサービスの提供有無に関わらず広範に保有している状況でございますが、一方で、弊社は電柱・管路・とう道を他者より借受けており、局舎の保有もFTH提供エリアのみに限られているという状況でございます。

次ページで線路敷設基盤の差異に関する詳細を御説明いたします。

次のページお願いいたします。

まず、電柱・管路・とう道等の保有状況における差異でございます。下の図は構成員限りとなりますが、お示ししておりますとおり、NTT東西さんは公社時代からの電話のあまねく提供に伴い、全国に電柱・管路・とう道を保有している状況と想定しております。

一方で、弊社はこれらの設備を保有しておらず、電力会社、ＮＴＴ西日本さん等の保有事業者から、他の通信事業者と同じ条件で借受けている状況でございます。

次のページお願いいたします。

局舎の保有状況でございます。こちら下図は構成員限りとなりますが、局舎についても、ＮＴＴ東西さんは電話のあまねく提供に伴い、ＦＴＴＨサービス未提供のエリアも含めて全国に保有している状況と認識しております。一方で、弊社が未整備地域に光ファイバを展開する場合には、土地の取得等を含め局舎の新設が必要になるとともに、局舎密度が低いということで、ケーブル敷設も長距離に及ぶものと想定しております。

次のページお願いいたします。

ここからユニバーサルサービス責務に関する考えを２点述べさせていただきます。

まず１点目、未整備地域におけるＦＴＴＨの整備・維持等のコストの観点でございます。ＮＴＴ東西さんは、電話のあまねく提供に伴って、全国に保有する線路敷設基盤をＦＴＴＨの整備維持等のために有効活用できる状況と想定しております。この点、隣接地域も含めた未整備地域へのエリア展開において局舎新設等のコストを抑制可能であり、また、ＮＴＴ東西さんはより効率的でかつ短期間で未整備地域へのＦＴＴＨサービスの拡大が期待できるものと思料してございます。

次のページお願いいたします。

ユニバーサルサービス責務に関する弊社の考えの２点目でございますが、責務を担う主体の検討においては、公正な競争環境を維持する観点からも留意が必要というふうに考えてございます。固定通信市場におきましては、全国で７割を超えるシェアを持つＮＴＴ東西さんに非対称規制が課されることで公正な競争環境が確保されている状況でございます。そのような中、地域の電力系通信事業者やケーブルテレビ事業者など、全国約３００社の小規模な事業者に対して、行政の指名等により、ＮＴＴ東西さんと同様に最終保障提供責務を課すことは、小さな事業者の経済的負担や運用負担の増大という観点から、事業が立ちいなくなる等によりまして、設備競争の減退につながるおそれがあると考えてございます。また、ＮＴＴ持株さんが主張されておられる既存提供エリアからの貸出規制につきましては、これまで設備競争によってエリア拡大を図ってきた事業者が、更にエリア拡大をしようとするインセンティブの減退につながるおそれがあるとも考えてございます。

これらの懸念によりまして、小規模な事業者に対して責務が課された場合は設備競争が減退しまして、結果として料金の高止まり、あるいは新技術導入の遅れ、インフラの脆弱

化等、国民全体へ不利益を及ぼすおそれがあると考えてございます。

まとめますと、弊社も引き続き積極的エリア展開を進めていきますものの、コストの観点、あと公正な競争環境確保のこの2つの観点から、未整備地域におきましては、N T T東西さんが最終保障提供責務を担うべきと考えております。

最後、10ページ目でございます。

第2回のワーキンググループでN T T持株さんが主張されました未整備地域における他者設備の活用に関する論点について、弊社の考えを御説明いたします。まず、全国に線路敷設基盤を有するN T T東西さんは、設備の自己設置要件の維持を前提すべきと考えてございます。仮にN T T東西さんの未整備エリアにおける他者設備の貸出を検討する場合におきましては、民民の協議を前提としまして、既設の設備のみを対象とすべきというふうに考えております。ただし、検討する場合におきましては、下記の3つの懸念があると考えておりまして、設備の貸出料金の規制や運用保守面での負担の増加につながるおそれ。2つ目としまして、他者設備料金の直接的または間接的な開示につながるおそれ。3つ目は、第一種指定電気通信設備制度の規制回避につながるおそれがございますので、以上の懸念の解消が他者設備貸出の検討においては必要不可欠であるというふうに考えてございます。

弊社からの発表は以上でございます。どうもありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、株式会社STNet様、よろしくお願いいたします。

【株式会社STNet（荒木常務取締役）】 STNetの荒木でございます。本日は意見を述べる機会をいただきまして、ありがとうございます。

当社は、先ほどのオプテージさんの御発言とほぼ同様の意見でございますけども、弊社は四国エリアでケーブルテレビや自治体設備を活用した公設民営モデルを手がけておりまして、山間過疎地と呼ばれるエリアも数多く経験しておりますので、そうした実情を踏まえた御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、弊社の基本的スタンスでございます。先ほどの議論の中で、論点①に絞るという方向が出されましたので、その点に関する記述については少し端折って御説明をさせていただきたいと思っております。

弊社は、ユニバーサルサービス制度の在り方を考える上では、あまねく国民が生活に必要なサービスをできること、並びに国民負担を抑制すること、ある意味、相反する要請を

踏まえますと、対象サービス、コストの両面でナショナルミニマムを前提に考えることが必要だと思います。このナショナルミニマムを前提としてユニバーサルサービスの対象とするのは、固定地点を対象とした固定ブロードバンド及び電話が適切ではないか。これは、先ほどの①に相当する考えです。

一方、ユニバーサルサービスを考える上では、公正競争の議論も深く関連することに留意していただきたいと思います。つまり、健全なサービス競争が発展していく上で、そのベースとなる設備競争が重要でありまして、ユニバーサルサービスを確保するためであっても、設備競争を制約するようなアクセス設備の分離といった施策は、小規模な事業者を事実上圧迫して設備競争を失わせることになり得るため、慎重な判断が必要と考えております。

次のページにまいります。

無線通信については、先ほどの御議論のように、いろいろ問題があり、現時点で適用するには当たらないという意見も多くございます。

しかしながら、後述いたしますけども、人口がごく少ない山間部などにおきましては、世帯を対象としたブロードバンドにおいて、F T T Hなどを補完するために無線技術の電波を活用することはできるのではないかと考えております。

次のページですけども、これも繰り返しになりますので、世帯を中心にしたブロードバンドのユニバーサルサービスというところに絞った議論をしております。

次のページにまいります。

まず、本日の御説明の前提として、我々がどんな状況を見ているかということを御説明させていただきたいと思います。

このページは、四国におけるF T T Hの提供状況です。四国では全ての自治体でF T T Hの提供が行われています。下の図では、色分けは市町村単位に行っていますので、全ての自治体ということになります。しかし、町字単位で見ますと、1つの自治体エリアの中でも提供できていないエリア、つまり、市町村の中でも住宅が比較的密なエリアはF T T Hエリアになっておりますけども、そうではないエリアには提供されていないという状況がございます。

N T T西さんと弊社、自治体、公設やその他のエリアを色分けしたのが、下の色塗りになります。少し見にくいんですけども、ピンクで網かけしたところがN T T西さんの単独の提供エリア、ブルー単独が弊社の提供エリア、オレンジがその他の光のエリアで、ブル

一に網掛けになっている部分、瀬戸内海沿いあるいは太平洋沿いの沿岸部が中心ですが、これは両方で提供しているエリアで、人口が多い県庁所在地とか主要な都市、市町は全て両者が重複するエリアになっています。

四国につきましては8割以上が山間地ですが、山間地の状況をモデル例として示したのが、次のページになります。

大変恐縮ですが、このページに関しては構成員様限りとさせていただいておりますので、御了承ください。

まず、下に絵が3つございますけども、上側の絵が実際のエリアのうちの一部を切り取って見せているものです。ブルーのエリアが横に長く広がっておりますけども、ここでは谷沿いに横長になっていますが、縦長になっているエリアも含めて代表的なモデルとお考えください。谷沿いも含めて大半が急峻な山間地でございます。ここでは大体2,000世帯ぐらいというふうに聞き及んでおりますが、ブルーで色塗りしたところは比較的住戸が集まっているところで、赤の線、幹線を含めて提供エリアが大体3分の2ぐらい。うち、弊社と契約があるのは、更にその半分でございます。一部エリアでは無線での提供を行われているというふうに聞いておりますけども、ここの実態がどういうことになっているかというのは、自治体さんが扱っておられている関係もあり、弊社は承知しておりません。それ以外に提供ができない住戸、下の図の左側でいいますと、赤い点線で道がついておりまして、その先に住宅がポツンポツンといます。人気のテレビ番組で「ポツンと一軒家」がございすけれども、それをまさに地でいくようなエリアです。こうしたところも含めて、我々はどうやってユニバーサルサービスを考えていくかということを考えております。

それをモデル的に示したのが、次のページでございます。

下の図が4つのエリアに分けて整理をさせていただいております。左からF T T Hが複数競合しているようなエリアでございます。その先に、公設民営といったようなエリアを中心に1社だけが提供しているエリアがございす。この2つを合わせると、世帯カバー率は99.84%と総務省さんの資料ではなっております。その先にF T T Hを引くのが難しいエリアで、更に先ほどのポツンと一軒家みたいなエリアがございまして、ここの未整備世帯は10万世帯というふうに聞き及んでおります。この（ハ）と（ニ）を何で分けているかというと、携帯電話網で整備されておられるエリアがあるのではないかなというのが（ハ）で、それすら整備できていないというのが（ニ）というふうに、この図上では表現させていただいております。ちなみに、数字につきましては、いずれも総務省さんの資料

を使わせていただいておりますが、全国で見ますと、大多数の世帯では固定ブロードバンドＦＴＴＨをはじめとするものが利用可能でございますので、今回の検討というのは、（ハ）、（ニ）のエリア、未整備の10万世帯をどうするかというのを意識して議論を進めるべきではないかと考えております。

前置きが長くなりましたけども、次のページから当社の考え方でございます。

現在、ＦＴＴＨなどの提供がない前述の（ハ）とか（ニ）とかのエリアでの固定ブロードバンドの提供にあたっては、各戸にくまなく光ファイバを整備するということは、多数の電柱などの新設も含めて多大な追加コストがかかるということが、これまでの経験から容易に予測されます。

一方、それに比べますと、ワイヤレス固定ブロードバンドを提供するために特定の基地局までの光ファイバを整備する場合は、総延長が短く、道路沿いの電柱などの利用も容易ですので、比較的成本が安く済むというふうに考えます。したがって、ワイヤレス固定ブロードバンドの「専用型」に加えて、携帯電話用の電波を利用する「共用型」を活用することが適切かと考えております。

なお、この場合、専用型、共用型のどちらを使うかについては、カバーする対象エリアの状況、専用型、共用型各々の電波特性や免許の制約などを考慮の上、コストミニマムとなる技術を選定すべきと考えます。また、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を仮に使おうとした場合には、その提供に不可欠な携帯電話網を利用したデータ伝送役務をモバイル事業者から卸役務提供を受ける必要がございます。

次のページに参りまして、ラストリゾートの提供責務につきましては、仮に共用型を使用とした場合に、必要なデータ伝送役務等を移動帯各社から卸提供を受けるということになりますけども、東西のエリアごと一括して接続することが運用上合理的であるということ。地域の小規模な事業者に対しまして、ＮＴＴ東西殿と同様にラストリゾート提供責務を課すということは、小規模な事業者にとって、コスト面や運用面などで過度な負担がかかって事業運営に多大な影響を及ぼすと想定され、設備競争の減退につながるおそれがあることから、ＮＴＴ東西殿が担うことが適切ではないかと考えます。

また、ＮＴＴ東西殿の光ファイバがないエリアで責務を果たす目的のために、他者設備が利用できる、つまり、空き芯線がある場合には、民間ベースの協議によりＩＲＵの形で貸し出すことは検討に値すると考えております。

次のページは、今申し上げたことを再度整理させていただいている図になりますので、

読み上げは重複いたしますので省略をさせていただきます。

最後につけております構成員様限りの資料でございますけども、弊社の設備で提供しているのが3分の1、残りは他者さんの設備をお借りしているというのが3分の2ということで、この部分、いろいろな事業者をお願いしているということになるということを表しております。

すみません、資料の文言で1か所、間違いがありますので、この場を借りて修正させていただきます。②のところ、1行目の最後に「IRU借りする」と表記しておりますけども、多くは役務提供を受けてサービスを提供していることで、IRUはごく一部になりますので、その点ちょっと修正をさせていただきます。

弊社の説明は以上でございます。御清聴どうもありがとうございました。

【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。

最後になりますけれども、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟様に御発表をお願いいたします。準備できましたらよろしくお願いいたします。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（宮内副理事長）】 本日は貴重なお時間をいただきありがとうございます。日本ケーブルテレビ連盟情報通信制度委員長で株式会社愛媛CATV代表取締役社長の宮内隆です。

日本ケーブルテレビ連盟におけるユニバーサルサービスの考え方について御説明をいたします。

次のページ、1ページでございます。

総務省資料によりますと、全国5,900万世帯のうち52.5%がケーブルテレビに加入されています。これとは別の資料で、連盟参加企業の統計では17.3%がインターネット接続サービスを御利用いただいています。

2ページでございます。

ケーブル事業者の特徴として、中小の事業者が多いと言えらるかと思います。左上のグラフでございます。自治体経営が約3分の1、第三セクターも入れると8割が公営の事業者とすることができます。従業員の数で見ても、49人以下で約7割を占めています。

3ページでございます。

これまでブロードバンドや地デジの普及に合わせケーブルテレビの普及が進んでおり、全国様々な地域で御利用いただいています。都市部だけではなく、山間部、離島など様々

な地域でサービスを提供しています。

次、4ページでございます。

これまで放送通信の普及と相まって、ケーブルテレビは地域とともに成長を続けてまいりました。一方、我が国全体で少子高齢化や人口減少などの課題が顕在化しており、今後、これまで整備されたインフラの維持管理や過疎などの不採算地域での事業運営という点で厳しくなってくると予想されています。その中でも、地域において情報メディアとしての役割を果たし、地域の成長や課題解決に向けて貢献するため、ケーブルテレビはここに掲げた課題に取り組んでいく必要があると考えています。

次の5ページでございます。

これまでブロードバンドの普及期には、民間企業、大手の通信企業は都市部先行で投資をされてきた経緯があります。その中で取り残された地域では、地元の自治体等がブロードバンドを敷設し、公営ケーブルとして運営されてきております。こういった公営ケーブルの多くでは、設立から20年、30年が経過し、大幅な設備更改の経費負担が懸念されています。また、人口減少によって経営基盤が先細っており、サービスの継続・承継が課題となっております。その中で、依然として全国にブロードバンド・ゼロ地域が存在していますけれども、市場原理に基づくエリア拡大はほぼ均衡点に到達していると考えられます。

次、6ページでございます。

山間部や離島など、人口の少ない不採算地域を中心に、小規模なケーブルテレビの苦しい状況が続いております。長野県の例で見ますと、グラフの水色の箇所でございますが、加入世帯数1万以下の小規模事業者が34社を占めており、この多くが自治体中心の運営となっています。人口減少や設備更改のための大規模投資で大きな負担がかかっており、中には経営破綻に至る社もある状況です。これらの事業者の中には、他のケーブル事業者や通信事業者に吸収されるところもありますが、採算性の問題や設備更改に多額の費用がかかるため難色を示されている例があると聞いております。

次、7ページでございます。

ユニバーサルサービスの検討に先立ち、そもそも国民の皆様に最低限保障されるべきサービスというものはどのようなものかを確認する必要があると考えております。これまで、固定電話による110番、119番の緊急通報が全国どこでも利用できることが期待されていましたが、ブロードバンドの普及と生活のスタイルの変化により、教育や医療などの公共サービスでもブロードバンドの利用を前提としたものが広がっています。これらを実現

するためのブロードバンドとしての信頼性、通信容量、価格などが定義される必要があると考えています。ブロードバンドの利用について最低限提供が保障されるべきサービスとして国民のコンセンサスが得られれば、一定の国民負担において整備がなされることも可能と考えております。

次、8ページでございます。

これまでも、ケーブルテレビには、地域のニーズに応じ、ブロードバンドの提供に貢献してまいりました。特に、大手通信事業者が参入しない地域において、地元自治体や商工会が中心となってネット接続サービスを提供してきています。既に採算性が見込める地域では、ほぼブロードバンドが行き渡っていると考えられます。残された地域は、様々な理由によって回線敷設が困難で高コストな地域ということがいえるかと考えます。これら残されたブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けては、まず、該当する地域の特定を行った上で提供すべきサービスを規定し、事業者選定、事業継続、費用負担について条件を整理することが必要と考えます。いずれの社も対応できない場合は、N T Tがラストリゾートを担うことが期待されます。

9ページでございます。

現在、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度において、各社からサービスエリアが報告されることとなっています。これを集計し、いずれの社もサービスエリアを提供していない地域を特定することが可能となると考えられます。この結果に基づき、それぞれの地域が抱える制約条件を勘案し対応を検討する必要があると考えます。その上で、ブロードバンド未提供地域の解消については、特定の町字内でサービス提供している事業者がある場合、ない場合で場合分けして考えることが可能と考えます。

10ページでございます。

特定の町字内でサービスを提供している場合、既にサービスを提供している社のインフラを拡充するほうがコスト効率が高いと考えられます。その中で利用者の需要に全て応じられるかどうかについては、例えば対応に必要なコストが法的支援を含めて十分カバーできるか、技術的に対応可能か、既存の事業者が十分対応できる余力を有するかなどを考慮する必要があると考えています。有線に限らず、B W A、ローカル5G等の無線技術を活用し、利用者のニーズが満たせる場合はこれで十分な対応と考えられます。N T T以外の事業者が対応する場合、N T Tの線路敷設基盤を効率的に利用できることが必要になると考えます。

最後の11ページでございます。

いずれの社からもサービス提供がされていない地域の解消に関しましては、これまでケーブルテレビもサービス提供する努力を続けております。それでも解消されない地域については、既に全国あまねく整備された線路敷設基盤を持つN T Tが担うことが期待されていると考えています。過渡的には自治体の対応が必要な時期もあり得ますが、現在、現状公営ケーブルや公設民営が苦しい状況にありますことを考えますと、長期的に持続可能な対応を検討する必要があるかと思えます。なお、現在N T Tには自己設備設置要件がかかっていますが、ケーブルテレビや自治体が保有する回線についても、これを活用してサービス提供するということも検討が可能と考えます。

ケーブルテレビ連盟からの発表は以上でございます。本日はお時間をいただき、ありがとうございました。

【三友主査】 どうも御発表ありがとうございました。それでは、ただいまいただきました3社からの御説明に基づきまして、皆様からの御意見あるいは御質問を受けたいと思います。先ほどと同様に、チャット欄からその旨、御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 御説明ありがとうございました。オプテージさんへの質問なんですけれども、ただSTNetさんやケーブルテレビ連盟さんからも応答があれば補足的にお願いしたいと思います。

オプテージさんの資料の8ページで、「N T T東西殿は、電話のあまねく提供に伴い全国に保有する線路敷設基盤を有効活用できる状況」とあって、9ページは、N T T東西だけということなんですけれども、F T T Hのブロードバンドのラストリゾート責務というものを課すべきだと、そういうお話だったかというふうに承知したんですけれども、ただ、光ファイバ自体はほぼ全てN T Tさんが民営化後に自らの設備投資によって構築したものですので、線路敷設基盤はともかくとして、そこを通るF T T Hの資産というのはちょっと分けて考えるべきかなというふうに思ったんですけれども、いかがでしょうかということが1点と、それから線路敷設基盤についても、確かにこれは公社時代からの特別な資産といえると思うんですけれども、ですので、線路敷設基盤に対する何がしかの責務、維持、発展、責務といったものを課することに私は賛成なんですけれども、ただ、その場合も、N T T東西さんだけでなく、電力会社さんとか鉄道会社さんもたくさんそういっ

た電柱なんかは保有していますので、電力さんとか鉄道事業者さんも含めて、ある種全ての線路敷設基盤の保有者を対象にするということも、少なくとも理屈の上ではあり得ると思ったんですけれども、その辺りいかがでしょうかということの2点であります。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、オプテージ様から、まず御回答いただいて、残りの2社につきましては、もし御意見ございましたらお願いできればと思います。いかがでしょうか、オプテージ様。

【株式会社オプテージ（篠原取締役執行役員）】 オプテージの篠原でございます。林先生、御質問どうもありがとうございました。

まず、1点目につきましては、おっしゃるとおりでございます。線路敷設基盤、局舎、とう道、管路とかそういったものと、光ファイバそのものというのは、おっしゃるように別で考えるべきかなというのは考えてございます。

あと、2点目の線路設備基盤の鉄道会社とか電力会社さんというのは確かにお持ちだと思ひまして、私どもとしては、その設備自体私どもは持っておらず、それを他社さんと全く同じ条件でお借りしている状況ということになっております。鉄道事業者さんとか電力会社さんが、通信関係のこういったサービスは提供していないということがあると思ひますので、そこは我々の立場で、そういう設備を持っていない我々の観点から今回ちょっと申し上げさせていただいたというふうな形でございます。

御回答になっておりますでしょうか。

【林構成員】 どうもありがとうございます。2点目はおっしゃるとおりなんですけど、ちょっと補足しますと、公益事業者の電柱とか管路等の使用に対するガイドラインというのがありますが、そこでの適用対象というのは別に通信事業者だけではなくて、電気事業者とか、あるいは鉄道事業者にも課されていますので、それとのアナロジーとかパラレルに考えると、そういった責務についても、そういった通信事業者以外の事業者というのも理屈の上では考えられるのかなというふうに思ひましたので、質問させていただいた次第です。でも、御回答、よく分かりました。ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。他の2社様から、もし何か付随して回答あるいは御意見がありましたらお願いできればと思いますけれども、STNetの荒木様、あるいはCATVの宮内様、いかがでしょうか。

【株式会社STNet（荒木常務取締役）】 STNetの荒木でございます。

【三友主査】 お願いいたします。

【株式会社STNet（荒木常務取締役）】 今の林先生の御質問、2点目なんですけども、御指摘のとおりと認識しております。その上で、弊社が利用するときに、とう道とかを利用した経験があんまりないんですけども、電力会社の設備、特に電柱とかを使うときには、ガイドラインというかルールが制定されておりまして、それにのっとって公平な扱いを、同一条件で利用ができる状態にあると認識しております。電力側は、電気事業側のルールにおいても何らかの担保がある旨聞いておりますけども、利用者については、希望する方は基本的には同じ条件で使えるものというふうに私は認識しております。

以上でございます。

【三友主査】 続きまして、ケーブルテレビ連盟様からの御発言の希望をいただいておりますので、宮内様、よろしくお願いいたします。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（小林理事）】 宮内に代わりまして、小林の方から述べさせていただきます。

まず、光ファイバが民営化後につくられたという点でございますが、線路敷設基盤に関しての部分は独占時代に整備された資産というようになっておりますし、その前提に、その上に光ファイバが敷設されているという状況でございます。やはり結果的に圧倒的
光ファイバのシェアを有するというような実情に至っているというふうに考えておりますので、光ファイバ等についても、ラストリゾート設備の部分に該当させるというのが適切じゃないかというふうに考えております。

以上になります。

【三友主査】 林構成員、よろしいでしょうか。

【林構成員】 どうもありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。それでは、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。本日頂戴したプレゼンの中で、3団体とも、空き設備があるときには民民の協議を前提として、既設設備は双方で合意できる条件によって利用の検討が可能だという御意見を賜りました。STNetさんから民民協議でのIRUはごく一部だったということでしたが、本日の3発表ともに基本的には民民の協議でという御意向と承りました。

これに対して、第2回のユニバーサルサービスワーキンググループの中で、NTTさん

は、資料２－２の13ページのところで、設備の貸出義務を設定しろという御主張をされています。ちょっとそこだけ読み上げますと、「NTT東西は未光エリアにサービス拡大する際、他事業者の設備を活用可能な（技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある）場合は、当該事業者に対し、設備の貸出義務を設定することで効率的な設備構築を実現」という御主張です。今回各社さんから出していただきました民民協議をベースにするという御主張との間には少し開きがあるので、NTTさんに、本日のプレゼンいただいた各社さんの発表内容について御意見を賜れば幸いです。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、よろしければNTTさん、城所さんでしょうか、御回答いただければと存じます。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 御質問についてコメントさせていただきます。

私どもが義務を課すべきと制度設計の御提案とした趣旨をいま一度申し上げますと、もちろん民民の協議でお借りすることは十分あり得ると思います。我々としても設備をお借りしたほうが自前で設備を用意するよりもコストが低い場合が想定されるものと認識しており、技術的に活用可能で空きがあるという状況であれば、必ず我々がお借りできることが担保されれば、トータルとしては、ユニバーサルサービスを提供するためのコストが低くなるため、制度設計として、そのような合理性があるときには必ず貸し出されるという条件を担保いただくことが、国民経済上最もコストミニマムな方法と考えて御提案した次第です。

【三友主査】 ありがとうございます。関口構成員、いかがでしょうか。

【関口構成員】 ありがとうございます。今の御発言に対して、本日御発表いただきましたオプテージ様、STNet様、ケーブルテレビ連盟様、おのおのからの御意見もまた賜れば幸いです。

【三友主査】 承知いたしました。それでは、オプテージの篠原様からお願いできますでしょうか。

【株式会社オプテージ（篠原取締役執行役員）】 篠原でございます。どうもありがとうございます。

おっしゃられるように、経済合理性といいますか、コスト負担が最小となるような形で御提供するというのはリーズナブルな考え方だというのは認識してございます。ただ、そこを義務という形ですということが、一体どういう規律になるのかということら辺が、

ちょっとまだ正直不明確なところがあるかなと思ひまして、ある部分を我々が敷設させていただく、していただかないというときに、そこもどうしても民民の協議によってその価格であったり運用保守面での合意であったり、そういったものが発生してくるのかなというふうなことを想定しておりまして、そういった形で義務というよりは民民の協議を前提としたという形で、今回御説明させていただきました。

私どもからは以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。続きまして、STNet荒木様、お願いいたします。

【株式会社STNet（荒木常務取締役）】 荒木でございます。

民民協議というか事業者ベースでと表現したのは、N T Tさんの言葉遣いの貸出義務というところに、引っかかりがございました。弊社も空き設備があるときに御利用いただくというのは、当然検討をさせていただくというスタンスでございます。ただ一方で、貸出義務というふうになったときに、従来の東西さんがD F貸しとか、いろんな形で提供されておられるのと同様に、料金の一般的なテーブル化といいますか、料金表を設定したり、あるいは、それについての設定の根拠を開示しなさいといったようなことに仮になるとすれば、エリア、地点によっても随分変わりますし、ましてや我々が事業のエリアとしても、設備を共有していない部分に関して、そういったものを義務付け、そこまで制約が拡大することになると、なかなか運営として問題が出てくることを懸念します。料金テーブルとして、あるいは原価的な裏付けも含めてということが一体であれば、少し義務という形では難しい部分が出てくるなという意図から、こういう表現をさせていただいております。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、ケーブルテレビ連盟の宮内様、お願いいたします。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（小林理事）】 小林の方から回答させていただきます。

まず、一定のそういった技術的に活用可能で設備に一定の空きというような状況であれば、当然、我々もお貸しするというようなことはできるかと思うんですが、特にケーブルテレビの場合には、地域性であるとか事業者の規模といったところで、なかなか保有するインフラ自体もそこまで豊富に所有していないというような事業者も多くございますので、ここにおいて義務を課すというところについて、本当にそれが適切かどうかということに

ついては、少し我々は困難ではないかなというふうに考えております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。関口構成員、よろしいでしょうか。

【関口構成員】 ありがとうございました。

【三友主査】 N T Tさんから今、コメント補足したいということですので、ちょっとその後にまた関口先生からお願いできればと思います。それでは、服部さん。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 先ほどのコメントについて、各社からのコメントを踏まえて補足をさせていただきます。各事業者に設備の貸出義務を設定するようお願いしていますが、タリフ化することや、一定の条件をあらかじめ指定して義務付けることまでを求めたものではございません。あくまで合理的に我々より低いコストで提供可能な場合に貸し出ししていただけることが担保されれば、設備の敷設が難しい地域や地点の実情を加味した料金で貸し出しいただいた上で、そのコストを交付金等のユニバーサルサービスの仕組みの中で最終的にユニバーサルサービスを提供する事業者が回収するという仕組みでよいかと考えております。

【三友主査】 ありがとうございます。補足をいただきましたけれども、関口先生、よろしいですか。

【関口構成員】 今の服部様の御発言で、義務という言葉がちょっときついような御解説というんでしょうか、御説明いただきまして、タリフ化をしないだとかという、あまり厳しい規律をかけないんだという御発言ですので、むしろ民民の協議に近いような形になるのかなという気がいたしました。いずれにしても、ここは白黒つける場ではないので、両側の御意見を賜れたことで、私はもう十分満足いたしました。ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。非常に重要な点でございますので、議論いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、林構成員から手が挙がっていますので、林構成員、お願いできますでしょうか。

【林構成員】 すみません、2巡目で大変恐縮でございます。

N T Tさんへも1つ質問がありまして、本日3者さんのプレゼンを拝聴すると、地域の小規模事業者と線路敷設基盤を公社から継承しているN T Tさん・東西さんとは求められる役割が異なるということなので、東西さんと同様に最終保障提供責務や貸出規制を地域の小規模事業者さんに課すべきではないという意見が多かったように思います。この点、

確かに諸外国、例えば英国なんかの例を見ても、ユニバーサルサービスプロバイダーの指定要件として、資金力であるとか、地理的なカバー等が考慮されている例もあるので、その点どう考えるかというのは1つの論点だと思うんですけども、いずれにせよ、今日の3社のプレゼンをNTTさんがお聞きになって、小規模事業者への配慮を求める意見に対して、NTTさんとしてはどういう御見解、御意見お持ちなのかということ、念のため伺いできればと思います。

以上です。

【三友主査】 分かりました。城所さん、よろしいでしょうか。ごめんなさい、服部さんですね。失礼いたしました。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 今回の御質問の件について、本日のプレゼンも踏まえまして、当社の見解を述べさせていただきます。

第2回の当社プレゼンテーションで、NTT東西に限らず光サービスを提供している事業者の中から、行政がラストリゾートを提供する事業者を指名する仕組みにするべきだと申し上げたのは、全国の様々なエリアでは、どの事業者が最も低いコストでそのラストリゾートを提供できるかは、地点によって区々であるという認識の下で御提案申し上げたものです。実際、NTTのシェアが5割を下回っているエリアもありますし、そこを更に細かく見れば、NTTが直近の設備から伸ばしていくことで、かえってコストが高くなるような拠点もあると考えています。

そのようなことを考えたときに、もし我々よりも低いコストで提供できる事業者が見込まれる場合には、全国一律に判断するのではなく、状況を加味してその地点ごとに指名できるようにしていくことが、制度の枠組みとしては、全体としてコストミニマムな仕組みになるのではないかと考えた次第です。今回御懸念されているように、かえってコストが高くなるから指名すべきでないといった状況であれば、そもそも、どの事業者も指名可能な枠組みの中で指名するときの観点として考慮すれば、適切な運用になると考えています。経営規模や経営の安定度の観点で長期的なサービス提供に御懸念があるということであれば、そういったことも指名を行う上での観点の1つとして考慮すれば、運用で十分補足していけると考えております。

【三友主査】 林構成員、よろしいですか。

【林構成員】 よく分かりました。どうもありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。その他にはいかがでしょうか。若林構成員から

お手挙がっておりますけれども、これ、読んだほうがよろしいですね。

若林構成員からの質問で、STNet様の8ページ目、ワイヤレス固定の専用型に加え共用型も含めるべきとの理由がよく分からなかったのをお願いできますでしょうか。共用型の場合の通信の安定性につきましてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせくださいという御質問でございます。

それでは、すみませんが、STNetの荒木様、御回答いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【株式会社STNet（荒木常務取締役）】 荒木でございます。御回答させていただきます。

今回、共用型を加えてほしいということを入れた理由は、先ほどのエリアの実態のところに戻ってまいりますけども、かなりの山間部の中でも住戸が本当にまばらにしかないエリアでモバイルの電波が届くといった場合においては、都市部におけるようなトラフィックの混雑とかそういった品質の低下というのがごく限定的であろうというふうに想像しております。我々は、実際に電波を飛ばしてやっている事業者ではございませんので、多分に想像の世界にはなりますけども、数人しか、その電波を拾わないエリアが仮にあったとしたら、品質面での問題というのはかなりクリアされるのではないかと。もしそうであるとすれば、こういったものは積極的に地点をカバーするための補完の道具として利用してはどうかというふうに考えております。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。若林構成員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。もし更に確認したい点がありましたら、またチャット欄に記入いただければというふうに思います。

関口構成員からもう一度お手が挙がっておりますので、よろしくお願いします。

【関口構成員】 ありがとうございます。

今の若林構成員の御発言、御意見内容にもコメントしたい点があるんですが、それはちょっと置いておいて、先ほどの林先生からの質問に対して、NTTさんの御回答を得ました。先ほどの資料、第2回の13ページのNTTさんのところで、最も効率的に光を提供可能な事業者に対して行政が指名する仕組みとすべきという御提案だったわけですが、ここに関しては、行政が指名する仕組みをつくるというのはこれからの話なんですけれども、未光提供エリアについて、効率的な光を提供する事業者は、事例として、当該エリアで隣接して光サービスを提供している事業者さんがいらっしゃるというケースを想定されてい

るわけです。その場合には、もしこれが、事業区域内に空白地帯が存在していて、まだ隣接する事業者さんも、その敷設には踏み切れないでいらっしゃるというケースの場合に、電気通信事業法の第25条の第2項では、ブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する事業者は、料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除きという、一応その除外事項があるんですが、正当な理由がなければ業務区域における提供を拒んではないということになっています。利用者から、空白地帯について光の提供を求められたときに、本日御発表された3事業者の方たちは、そこに対して、少なくとも自主的に光を提供するという御意向がおりになるのかどうかということについて御意見を賜りたいというふうに思います。

以上です。

【三友主査】 それでは、各社様にお伺いすればよろしいですか。

【関口構成員】 お願いいたします。

【三友主査】 分かりました。それでは、オプテージ、篠原様からお願いいたします。

【株式会社オプテージ（篠原取締役執行役員）】 篠原でございます。関口先生、どうも御質問ありがとうございます。

今おっしゃられたような電気事業法25条に規定されている役務の提供義務ということでございますけども、ユニバーサルサービス制度の適用有無に関わらず、正当な理由がない限りサービス提供を拒んではないものというふうに、私どもとしては理解してございますけども、例えば採算性を著しく欠く場合であるとか、経済合理性に欠ける場合とか、著しくそういうものがある場合は、正当な理由に該当するのではないかというふうに認識してございまして、そういうことがあって、著しくちょっと厳しい状況においては、エリアについてはサービスを提供していないというのが現状でございます。

物理的に我々の提供エリアと整理しているところについては、サービス提供可能が物理的にできるということであれば、引き続きそこは積極的に展開を図っていきたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、続きまして、STNetの荒木様、お願いいたします。

【株式会社STNet（荒木常務取締役）】 荒木でございます。

基本的に今のオプテージさんの説明と同じ御回答になりますけども、自社で現在提供し

ているエリアに関しては拒んではならないということで理解しております。隣接エリアでということになった場合には、往々にして、やはり事業として、もう全く成り立たないエリアというのをたくさん抱えておりますので、なかなか事業者としては御提供するのが難しいというのが実態ではないかなと。これが正当理由に当たるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございました。それでは、ケーブルテレビ連盟、宮内様、お願いします。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（小林理事）】 小林の方から回答させていただきます。

まず、ケーブルテレビの場合ですが、業務区域内のサービス提供については、これまでも地域住民の皆様に安価でかつ高品質な通信の回線のサービスをお届けするために努力をしているという状況でございまして、自社のサービスエリアにおいては基本的に利用者の要望に応じて回線を提供しているというような状況でございます。

他方、隣接区域のサービス提供という点については、基本的には地域の自治体や商工会等の事業者が主体というような運営状況になってございますので、なかなか単位自治体をエリアとした事業者が多いということも踏まえて、なかなかその隣接の地域に出るということについては、実際にその出資主体の受益者が異なるという点、課題等も含めて、なかなかその課題が多いんじゃないかというふうに考えております。

そういった意味では、全国事業者というのは都市部、地方部での内部相互補助というのは期待できるかと思いますが、なかなかケーブルテレビの場合には、その費用負担と受益構造の部分、そこは異なるという点で、なかなか難しいんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございました。関口構成員、よろしいでしょうか。

【関口構成員】 どうもありがとうございました。あくまでも各社さんの採算性の判断によって提供できないところは一定程度存在するという現状については十分理解いたしました。このブロードバンドのユニバーサルサービスの交付金制度の趣旨の中で、特別支援区域をつくって、このような空白地帯をなくすことについて、各社さんに手を挙げやすい制度を作ろうと目指しておりまして、事業者さんの全国平均コストを上回るような赤字部

分について一部補填するというような仕組みも実現するように鋭意検討しているわけで、その意味では、経済合理性の観点から今まで進出できなかった空白地帯についても御提供いただけるような可能性を検討する仕掛けは整いつつあるというふうに期待しております。この点では、現状の制度設計はあくまでも各事業者様の自主的な御意向に沿うのだと。その上で赤字については補填をしていくというスタンスでありますので、ぜひ、こういった空白地帯を埋めるような御努力については、行政が指名する仕組みというのは、私も検討の余地があると思いますが、自主的な御提供については、是非積極的に御検討いただきたいという希望を出しておきます。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございました。

【関口構成員】 チャット欄に次の方がいらっしゃらないので、若林先生の御質問の追加質問も合わせてよろしいでしょうか。

【三友主査】 それでは、簡潔にお願いできれば助かります。

【関口構成員】 できるだけ短くしたいと思います。実は、昨年から継続してきた、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会あるいはユニバーサルサービス政策委員会、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループにおける検討の中で、総務省のスタンスとしては、品質の技術基準の問題の他にも、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型については、第二種交付金の支援区域の指定要件としての1者以下の提供地域が狭まってしまい、必要な地域に支援が行き届かない懸念があるということで、継続検討が必要としながら専用型に限定するということを経験したわけであります。その意味で、今回、各事業者様から、共用型についても提供の可能性を言及していただいたということについては大変よい検討の場が保たれるようになってきたというふうに思っております。

ただ、こういった技術中立性を担保する、あるいは過疎地だから共用型でも技術基準に触れるようなことはないだろうというプラスの面の他に、もう一方で、ワイヤレス固定の共用型については、現状では様々な制約があって、NTTさんの自己設置基準を外してさしあげるだとか、あるいはMNO側からの卸提供を担保しなければいけないとかという制約があるわけです。その上、実はNTT東西さんは、光ファイバは既に純減になってしまったということをお伺いしております。その1つの理由の中に、こういったワイヤレス

固定の共用型の普及が光ファイバの利用を逆効果にしているという点を指摘されていらっしゃると思います。つまり、宅内工事が必要な光ファイバの敷設よりは、コンセントに差せばすぐ使えますよという5Gルータのような、この共用型の方がコラボ事業者さんが売しやすいというようなこともあって、果たしてこういった制度でワイヤレス共用を含めたときに、東西さんとしては、これを光ファイバの敷設に代えて、こちらを積極的に御利用されるんだろうかということについて、ぜひNTT東西さんからの御意向を伺えれば幸いです。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、NTT東日本さんから出席いただいているかと思いますが、お答えいただければと思います。

【日本電信電話株式会社（井上営業企画部門長（東日本電信電話株式会社））】 関口先生、御質問ありがとうございます。

弊社としては、当然光ファイバをメインに展開しているので、光ファイバの利用はこれから進めてまいりたいと思っており、可能なところに関しては、光エリアの拡大も今後実現していきたいと思っています。一方で、経済的に非常に困難な地域がこれから多くありますので、そういったところでは、経済合理性のある技術中立性というところでサービスを選んでいくことも必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

【関口構成員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【三友主査】 ありがとうございます。残りもうあと数分しかございませんが、オブザーバの方からも手が挙がっておりますので、もし他に御発言の御希望があれば今のうちにお願ひできればと思います。まずはオブテージさんから一言ということですので、お願いいたします。

【株式会社オブテージ（篠原取締役執行役員）】 すみません、最後に発言の機会いただきまして、ありがとうございます。

一番冒頭に林先生からの御質問で、公社時代に整備した線路敷設基盤と、その後に整備した光ファイバの位置付けが違うのではないかといた御質問がございまして、私はそれに対してはそのとおりということでお答えさせていただいたんですけども、その後、ケーブルテレビ連盟様から、光ファイバもラストリゾートの責務で考えるべきといったお話ございまして、そこにつきましては、私どももラストリゾートの責務を線路敷設基盤と光ファイバという形で分けて考えているわけではなくて、お客様にそういったことを届けるこ

とによって初めて責務ということになると思いますので、それを別々で私ども考えているわけではないということを申し添えたいということで、発言の機会をいただきました。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございました。林構成員、よろしいでしょうか。今のような内容です。

【林構成員】 追加的によく分かりました。ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。ほぼ時間となりましたけれども、今お手が新たに挙がっていらっしゃる方がいらっしゃいませんので、よろしければこれで本日……。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 一言だけ先ほどの補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。

【三友主査】 どうぞ。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 お時間がないところ、ありがとうございます。

先ほど関口先生から御質問いただき、N T T 東日本の井上から回答させていただいた点について、補足をさせていただきます。

N T T 東西は光をメインでブロードバンドの提供を行ってきていますが、いわゆるワイヤレスの共用型を活用することは、技術的にあり得ると思っています。一方で、それをN T T 東西が卸受けして提供すべきかどうかは、まさにコストも含めて、誰がやるのが一番ベストなのかということを慎重に検討していかなければいけないと思ってございます。

【三友主査】 ありがとうございました。関口先生、まだ追加の御発言もあるかもしれませんが、よろしければ。

【関口構成員】 了解です。

【三友主査】 もしありましたら、事務局の方にお送りいただければと思います。

どうもありがとうございました。本日も大変活発に御議論をいただきまして、改めて御礼申し上げます。もし追加で御質問がある場合は、文書にて事務局までお送りください。また、御回答につきましても、回答をより充実させたいという御希望がありましたら、併せて事務局の方に御連絡いただければと思います。質問の相手方はプレゼン者に限りません。オブザーバの方を含めていただいて結構でございます。事務局の方で質問あるいは回答を集約していただくようにしたいと思います。

最後に、事務局から今後の予定について御説明をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 次回会合の日時、議題等については、別途御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 本日も大変長い時間ありがとうございました。

それでは、これもちまして第4回のワーキンググループを終了したいと思います。どうもありがとうございました。